

第六十三回国会 参議院 社会労働委員会 會議録第八号

(二三五)

昭和四十五年三月三十一日(火曜日)
午後一時三十分開会

委員の異動

三月三十一日

兼任

柏原 ヤス君

補欠選任

中尾 辰義君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

佐野 芳雄君

上原 正吉君

鹿島 俊雄君

吉田忠三郎君

渋谷 邦彦君

高田 浩運君

玉置 和郎君

徳永 正利君

山崎 五郎君

山下 春江君

横山 フク君

占部 秀男君

中村 英男君

藤原 道子君

中尾 辰義君

中沢伊登子君

中村 英男君

衆議院議員

社会労働委員長

代理理事

社会労働委員代理理事

佐々木義武君

栗山 ひで君

厚生 大臣

内田 常雄君

事務局側

常任委員会専門員

中原 武夫君

本日の会議に付した案件

○自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○柔道整復師法案(衆議院提出)

○出席手当法案(大橋和孝君外一名発議)

○委員長(佐野芳雄君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、柏原ヤス君が委員を辞任され、その補欠として中尾辰義君が選任されました。

○委員長(佐野芳雄君) 自然公園法の一部を改正する法律案を議題とし質疑を行います。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

別に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(佐野芳雄君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようでございますので、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(佐野芳雄君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようでございますので、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(佐野芳雄君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようでございますので、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(佐野芳雄君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

自然公園法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐野芳雄君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(佐野芳雄君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐野芳雄君) 柔道整復師法案を議題とし質疑を行います。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

別に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(佐野芳雄君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もないようでございますので、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(佐野芳雄君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようでございますので、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐野芳雄君) 全会一致と認めます。

よって、吉田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

内田厚生大臣。

○国務大臣(内田常雄君) ただいま御可決に相なりました柔道整復師法に関する附帯決議につきましては、政府といたしましては、その趣旨を尊重して善処いたしたく存じます。

○委員長(佐野芳雄君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員長(佐野芳雄君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

二、柔道整復師の技術研修の充実に関しては、一層の強化を図ること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(佐野芳雄君) ただいま述べられました吉田忠三郎君提出の附帯決議案を議題といたします。

吉田君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐野芳雄君) 全会一致と認めます。

よって、吉田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

内田厚生大臣。

○国務大臣(内田常雄君) ただいま御可決に相なりました柔道整復師法に関する附帯決議につきましては、政府といたしましては、その趣旨を尊重して善処いたしたく存じます。

○委員長(佐野芳雄君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

すが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐野芳雄君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(佐野芳雄君) 速記を起こして。

○委員長(佐野芳雄君) 出産手当法案(参第一号)を議題といたします。

発議者から趣旨説明を聴取いたします。中村英男君。

○中村英男君 ただいま議題となりました出産手当法案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

わが国の母子保健の現状を見ますと、妊娠婦の死亡、異常産、新生児死亡はきわめて高く、その上心身障害児出産も最近上昇しつつあると憂慮されております。すなわち、出生十万人に対する妊娠婦死亡率の国際比較によれば、戦前昭和十五年においては、日本二三八・六、アメリカ三七六、カナダ四〇〇・三、フランス一八一・二、スウェーデン二一六・一で、低率のほうに位置していたのであります。ところが、世界各國とも妊娠、出産を国の手でと、競って母子保健を政治の重要問題として積極的に取り組んだ結果、昭和四十年間においては、イギリス一八、フランス三二・二、アメリカ三一・六、スウェーデン一三・八と妊娠婦死亡率は減少を見ているのに、日本は高率のまま取り残されて、昭和四十二年の最近の統計でも八六という高率を示し、かつ乳幼児死亡も死産として扱わなご、乳幼児死亡の減少を誇示しているのは悲しむべき現状であります。

次に、妊娠婦死亡の主たる原因となっているのは、妊娠中毒、出血、子宮外妊娠といわれ、特に妊娠中毒は、妊娠中の母体の栄養不足、過労によるといふことは、実に重大といわなければなりません。

せん。

このことは、社会環境の未整備、低賃金、殺人的交通地獄等々が、母体を大きくそこなっていることを見のがしてはなりません。

また、最近心身障害児問題が社会的に大きく取り上げられております。この子たちには機能訓練、医療保護が必要であり、特に重症者には国の責任で処遇しなければならぬことはいうまでもありませんが、こうした不幸な子供たちが一人でも生まれないように努力することこそ真の政治でなければなりません。今日専門家の間で、この出産原因の九〇％近くが妊娠中及び周産期にあるといわれております。

母体の保健、管理を完全に行なうことにより心身障害児の出生数は半減するとの学者専門家の意見に対して、国は真剣に考え、国の重要施策として取り組むべきであります。

昭和四十年八月に母子保健法が制定され、その中には母性の尊重、乳幼児の健康の保持増進がうたわれてはおりますが、わが党の強い主張にもかかわらず、その対象とするものはごく一部の低所得者層に限られ、多くの母と子は全く放置されて今日に至っているものであります。

また、諸外国の例によれば、自宅出産は救急の場合、医師、麻酔医及び看護婦が輸血の設備ある救急車でかけつけるなどの処置により、出生児の尊い生命が救われております。

ひるがえって、最近の日本においては、自宅出産から施設出産が八七・七％に増加しているものの、その施設はまだまだであり、政府自慢の母子健康センターにも多くの問題があります。しかも、わずかに一五％の自宅出産でありながら、妊娠婦死亡のうち出血が第二の原因を占めている状態を、断じてこのままに放置してはならないと思うのであります。今日、日本の医学技術の進歩は世界有数といわれるとき、それに見合った施設の整備を急ぎ、生命を産むためにその生命を失う悲劇を一日も早くなくすべきであります。

さらに、現行の医療保険制度における出産給付

は各保険により異なっており、たとえば一番手厚い保護を必要とする国保は任意給付であるなど、大きな格差が生じております。

また、その給付額は四十四年に引き上げられたとはいえ、出産に要する費用をまかない切れるものではなく、そのため、出産費は国民に大きな負担を負わせているのが現状であります。すなわち、出産の際病院における支払いは、地域により異なりますが三万円から五万円、そのほかに栄養剤や赤ちゃんの衣服等を入ると、さらに加重な負担となつてまいります。

したがって、母子一体の理念から、妊娠手当、出産手当、児童手当等が国の責任とされていることは、今日国際的にも常識となつているところであります。出産費用については先進国であるイギリス、スウェーデン、ソ連などは、全額国が負担しているのであります。

わが国においては、これまで出産をはじめとして、子供を家庭で養育することは家庭の本来的な機能であるとされておりました。したがって、出産給付は保険による見舞金程度の僅少なものが支給されているにすぎません。保険のワケ内ではなく、公費による給付が行なわれるのが当然であります。

子供は次代の社会をなすべき重要な責務があり、単に両親だけの子供ではないのであります。この意味からも、いままですべて個人的に処理されてきたものを、社会全体の責任で、心身ともに健全な児童に育成しなければならぬのは当然であらうと思ひます。

以上の点からこの法案を提出いたしました。次に、本法案について、その概要を簡単に御説明申し上げます。

この法案の基本理念として、出産が次代の社会をなすべきものの出生をもたらすという重要な意義を有するものであることにかんがみ、出産に対する社会の責任を明らかにしたのであります。そのおもな内容は、出産に関する手当は五万円とし、第一期、妊娠四カ月五千元、第二期、妊娠

八カ月一万五千元を診療料及び出産準備費とし、第三期、分娩費、入院に要する費用を三万円といたしました。

認定は市町村長が行ない、給付についての異議申し立てができる。時効は二年とする、手当額は三年ごとに再検討する、施行期日は四十六年四月一日とするなどであります。

経過規定いたしましたとして、現行各種医療保険制度による給付の五万円を越える者については、その越える額について保険の従前の支給を受けることができることにいたしました。

なお、本法案に関連して働く婦人の保護の見地に立つて、つわり休暇及び産前産後の休暇をおのおの八週間改善する必要があるため、わが党は労働基準法の一部を改正する法律案をこの国会に提出いたしました。

以上、この法案の提案理由及び要旨であります。が、何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決されるようお願いする次第であります。

○委員長(佐野芳雄君) 本日は、本案に対する趣旨説明の聴取のみにとめておきます。

○委員長(佐野芳雄君) 社会保障制度等に関する調査を議題とし質疑を行ないます。

御質疑のある方は順次御発言を願います。別に御発言もないようですので、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十一分散会

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、出産手当法案(大橋和孝君外一名発議)

一、労働基準法の一部を改正する法律案(藤原道子君外一名発議)

出産手当法案
出産手当法
目次

第一章 総則(第一条)

第二章 出産手当の支給(第二条―第七条)

第三章 不服申立て(第八条―第十条)

第四章 雑則(第十一条―第十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、出産が次代の社会をにならすべき者の出生をもたらすという重要な意義を有するものであることにかんがみ、出産に關して必要な費用にあてるための出産手当を国が支給することとし、これに必要な事項を定めるものとする。

第二章 出産手当の支給

(出産手当)

第二条 国は、出産手当を支給する。

2 出産手当は、第一期出産手当、第二期出産手当及び第三期出産手当とする。

(第一期出産手当)

第三条 第一期出産手当は、日本国内に住所を有する者が妊娠第四月に達した場合に、その者に對して支給する。

2 第一期出産手当の額は、五千円とする。

(第二期出産手当)

第四条 第二期出産手当は、日本国内に住所を有する者が妊娠第八月に達した場合に、その者に對して支給する。

2 第二期出産手当の額は、一万五千円とする。

(第三期出産手当)

第五条 第三期出産手当は、日本国内に住所を有する者が出産した場合に、その者に對して支給する。

2 第三期出産手当の額は、三万円とする。ただし、妊娠第六月以前に出産した者に対するものにあつては、二万円とする。

3 人工妊娠中絶によつて出産した者に対しては、第一項の規定にかかわらず、第三期出産手当は、支給しない。

(認定)

第六条 出産手当を受ける権利は、これを受けようとする者の請求に基づいて、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が認定する。

(出産手当を受ける権利の受継)

第七条 出産手当を受ける権利を有する者が死亡した場合においてその者がその死亡前に出産手当の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の出産手当を請求することができる。

2 前項の場合において同順位の相続人が数あるときは、その一人のした出産手当の請求は全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に對してした出産手当を受ける権利の認定は全員に對してしたものとみなす。

第三章 不服申立て

(異議申立て)

第八条 市町村長のした出産手当の支給に關する処分不服がある者は、市町村長に異議申立てをすることが出来る。

(決定をすべき期間)

第九条 市町村長は、前条の異議申立てがあつたときは、六十日以内に、当該異議申立てに對する決定をしなければならぬ。

2 異議申立人は、前項の期間内に決定がないときは、市町村長に異議申立てを棄却したものとなすことが出来る。

(不服申立てと訴訟との關係)

第十条 市町村長のした出産手当の支給に關する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに對する市町村長の決定を経た後でなければ、提起することができない。

第四章 雑則

(時効)

第十一条 出産手当を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(不正利得の徴収)

第十二条 偽りその他不正の手段により出産手当

の支給を受けた者があるときは、市町村長は、次項に定めるものを除くほか、市町村民税の徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部(同項において準用する国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第九十七条の規定による延滞金を含む。)をその者から徴収することができる。

2 国民年金法第九十六条第一項、第九十七条及び第九十八条の規定は、前項の規定による徴収金の徴収について準用する。

(受給権の保護)

第十三条 出産手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

(公課の禁止)

第十四条 租税その他の公課は、出産手当として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

(出産手当の支払)

第十五条 出産手当の支払に關する事務は、政令の定めるところにより、市町村長に取り扱わせるものとする。

(費用)

第十六条 国は、政令の定めるところにより、市町村(特別区を含む。)に對し、出産手当の支給及び市町村長がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行なう事務の処理に必要な費用を交付する。

(実施命令)

第十七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(再検討)

第十八条 出産手当の額は、少なくとも三年ごとに検討し、出産に必要な経費の額に變動があつた場合には、これに應じて必要な改定の措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 第三条及び第四条の規定は、この法律の施行の際現に妊娠している者で当該妊娠につきこの法律の施行前にそれぞれ第三条第一項及び第四条第一項に定めるところに該当したものについても適用する。ただし、その者がこの法律の施行の際現に日本国内に住所を有しない場合は、この限りでない。

3 前項に規定する者が生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の規定による生活扶助に對して当該妊娠につき妊娠婦加算を受けていた場合においては、当該加算額の合計額を、同項の規定により支給すべき出産手当の額から控除する。

(社会保険各法による分べん費等の支給等についで暫定措置)

4 健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)他の法律において準用し、又は例による場合を含む)、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定による分べん費(配偶者分べん費を含む)、出産費(配偶者出産費を含む)及び助産費の支給は、当該出産又はこれに係る妊娠につき出産手当が支給される場合には、その支給される出産手当の総額の限度において、当分の間、行なわぬ。

5 国民健康保険法の規定による助産の給付は、当分の間、行なわぬ。

(児童福祉法等の一部改正)

6 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「助産施設」を削る。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

第二十五条の二各号列記以外の部分中「その保護者又は妊産婦」を「又はその保護者に、同条第三号中「第二十二條から第二十四條まで」を「第二十三條又は第二十四條」に改める。

第二十六條第一項各号列記以外の部分中「その保護者又は妊産婦」を「又はその保護者に、同項第四号中「第二十二條から第二十四條まで」を「第二十三條又は第二十四條」に改める。

第三十二條第二項中「第二十二條から第二十四條まで」を「第二十三條又は第二十四條」に改める。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條 削除

第四十九條の二中「第二十二條から第二十四條まで」を「第二十三條、第二十四條」に改める。

第五十條第六号中「助産施設」を削り、「第二十二條から第二十四條まで」を「第二十三條又は第二十四條」に改め、同条第六号の二中「第二十二條及び」及び「助産施設又は」を削る。

第五十一條第一号中「第二十二條、」及び「助産施設」を削る。

第五十六條の二第一項第二号中「、その保護者又は妊産婦」を「又はその保護者」に改める。

第五十八條の二中「第二十二條から第二十四條まで」を「第二十三條又は第二十四條」に改める。

第五十九條の三中「第二十二條及び」を削る。

7 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「助産施設」を削る。

8 この法律の施行前に出生し、引き続きこの法律による改正前の児童福祉法第二十二條の規定により助産施設に入所している者に關しては、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

9 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十條の四第七号中「船員保険」の下に「出生手当」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

10 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 出生手当法(昭和四十五年法律第号)を施行すること。

この法律施行に要する経費
この法律施行に要する経費は、平年度約千億円の見込みである。

第三十日間」を「産前産後の女子が第六十五條の規定によつて休業する期間及びその後三十日間並びに妊娠中の女子が第六十五條の二の規定によつて休業する期間」に改める。

第三十九條第五項中「及び産前産後の女子が第六十五條の規定によつて休業した期間」を「産前産後の女子が第六十五條の規定によつて休業した期間及び妊娠中の女子が第六十五條の二の規定によつて休業した期間」に改める。

第六十五條第一項及び第二項中「六週間」を「八週間」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第六十五條の二 使用者は、つわりのため就業が著しく困難な女子が休業を請求した場合においては、その者の就業が著しく困難な間は就業させてはならない。

第百二十條第一号中「第五十九條」の下に「第六十五條の二」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において、政令で定める。

(経過措置)

2 この法律の施行前に産後六週間を経過した女子の当該出産に係る就業させてはならない期間については、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正)

3 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十條第二項中「四十二日」を「五十六日」に改める。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

4 この法律の施行前に分娩の日以後四十二日を経過した被保険者の当該分娩に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正)

5 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第二項中「四十二日」を「五十六日」に改める。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

6 この法律の施行前に分娩の日以後四十二日を経過した被保険者又は被保険者であつた者の当該分娩に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

(船員法の一部改正)

7 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四十四條の二第一項中「並びに産前産後の女子が第八十六條の規定によつて作業に従事しない期間及びその後三十日間」を「産前産後の女子が第八十六條の規定によつて作業に従事しない期間及びその後三十日間並びに妊娠中の女子が第八十六條の二の規定によつて作業に従事しない期間」に改める。

第八十六條第一項及び第二項中「六週間」を「八週間」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第八十六條の二 船舶所有者は、つわりのため就業が著しく困難な女子の請求があつたときは、その者の就業が著しく困難な間は船内で作業に従事させてはならない。

第百三十一條第一号中「第八十五條第三項」の下に「第八十六條の二」を加える。

(船員法の一部改正に伴う経過措置)

8 この法律の施行前に産後六週間を経過した女子の当該出産に係る船内で使用してはならない期間については、なお従前の例による。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

9 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十六條の五第一項中「二十一日」を「二十八日」に改める。

(日雇労働者健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

10 この法律の施行前に分娩の日以後二十一日を

経過した被保険者の当該分娩に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

(女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部改正)

11 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第五条中「六週間」を「八週間」に、「十二週間」を「十六週間」に改める。

(女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

12 この法律の施行前の国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員の出産(この法律の施行前六週間以内のものを除く)に伴い当該女子教育職員の勤務する学校の教育職員の職務を補助させるため任命権者が臨時的に任用する教育職員の任用の期間については、なお従前の例による。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

13 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「四十二日」を「五十六日」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

14 この法律の施行前に出産の日以後四十二日を経過した組合員の当該出産に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

15 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「四十二日」を「五十六日」に改める。

16 この法律の施行前に出産の日以後四十二日を経過した組合員の当該出産に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

17 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項中「四十二日」を「五十六日」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

18 この法律の施行前に出産の日以後四十二日を経過した組合員の当該出産に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

この法律施行に要する経費は、昭和四十五年度において約六億円の見込みである。

三月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、心臓病児者に対する医療対策等に関する請願(第一〇八二号)(第一一六九号)

一、優生保護法の改正に関する請願(第一二二一号)

一、栄養士・管理栄養士の必置義務、業務独占及び国家試験制度の確立に関する請願(第一一三四号)

一、失業対策事業運営の是正に関する請願(第一一五四号)

一、せき腫瘍患者に対し労災法による最低補償給付額引上げ等に関する請願(第一一七〇号)

一、労働者災害補償保険法改正に関する請願(第一一九四号)(第一二二一号)

一、山村へき地の医療対策に関する請願(第一二二七号)

第一〇八二号 昭和四十五年三月十三日受理

心臓病児者に対する医療対策等に関する請願
請願者 神奈川県相模原市上溝五、六九七ノ一六 広末博子外二百十八名

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一六九号 昭和四十五年三月十八日受理

心臓病児者に対する医療対策等に関する請願
請願者 神奈川県相模原市本町三ノ三ノ九 高橋悦子外二百六十名

紹介議員 河野 謙三君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一二二一号 昭和四十五年三月十六日受理

優生保護法の改正に関する請願
請願者 福岡県飯塚市東徳前一六ノ二五 小金丸ナオミ外五千六百十九名

紹介議員 柳田桃太郎君
優生保護法が昭和二十七年に改悪されて以来、人工妊娠中絶は急増し無届け及びヤミ手術を含めて年間推定二百万を越えるに至つた。生命尊重の立場及び人口構造の見地から改悪前の昭和二十三年施行の同法に改正されたい。

理由

優生保護法は、第十四条第一項第四号で「経済的理由」による人工妊娠中絶を認め、しかも医師一人の判断によつて経済事情を認定するといふザル法となつてゐるため、墮胎奨励法ともいわれる悪法となつてゐる。大量中絶の結果出生率が低下し、一夫婦当りの子供の数が一・八人、純再生産率が〇・九を割つて一を割つた。従つて人口は激減の一途をたどり、若年労働人口の不足は深刻な問題となつてゐる。更に度重なる中絶は母体に及ぼす影響が強く「母性保護」の名による同法によつてか

えつて妊産婦の死亡率が高率を示す結果となつてゐる。また後遺症を訴える婦人も多い。

第一一三四号 昭和四十五年三月十七日受理

栄養士・管理栄養士の必置義務、業務独占及び国家試験制度の確立に関する請願
請願者 千葉県八千代市勝田台四ノ二二ノ一九社団法人日本栄養士会千葉県支部内 荒井光雄

紹介議員 渡辺一太郎君
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第一一五四号 昭和四十五年三月十七日受理

失業対策事業運営の是正に関する請願
請願者 長野県諏訪郡下諏訪町五、八〇五 下諏訪町長 黒田新一郎

紹介議員 小山邦太郎君
失業対策事業運営について、左記の是正措置を講ぜられたい。

一、失業者就労事業紹介対象者手帳に期限を付すること。

失対法第十条第二項の主旨を厳正に施行するため、通常の職業あつせん等をより強化するとともに、失業者就労事業紹介対象者手帳は、一定の有効期限を付し(三年が適当)、これを更新するについては、その都度就職への熱意、就労対象者の家庭経済状態等、十分な調査検討をなし、失対事業就労対象者として、納税者である住民が納得する事情の者だけに限つて再交付するよう制度を改正すること。

二、失対事業就労対象者の年齢制限をすること。

老齢者は、失対事業に就労することから離脱するよう制度化し、必要ならば他の制度により生活保障をするよう改正すること。

三、貸金以外の手当については、現行の臨時の貸金措置によつて統一されたものにするか、又はこれに代わつて基本賃金を適正に引き上げ、手当等はいつさい廃止する措置を講ずるよう改正すること。

四、市町村事業主体が、多くの就労人員をかかえ、失対事業としての適格な事業の選定に苦しむような事情が生じたときは、広域事業区域を持つ県において吸収を引受け、他の市町村区域の適格な事業にも就労させる措置を講ずること。

五、前項の措置による適格な事業のすくない地域においては、就労者の高齢化とも関連し、屋内労働等の事業実施を、国において具体策を図ること。

六、前各項のような是正を行なつてもなお、市町村の実施する失対事業が、経済効果のきわめてすくないすなわち社会保障的な経費については、国においてその経費の全額を負担する方途を講ずること。

第一一七〇号 昭和四十五年三月十八日受理
せき髄損傷者に対し労災法による最低補償給付額引上げ等に関する請願
請願者 長崎県北高来郡高来町大字湯江黒崎名三九〇 前田次八郎外三十八名

紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第一一九四号 昭和四十五年三月十八日受理
労働者災害補償保険法改正に関する請願
請願者 岡山市駅元町二三ノ一二岡山県建設労働組合内 山本裕

紹介議員 秋山 長造君

労働者災害補償保険法の改正に際し、左記事項の実現を図りたい。

一、休業補償を給付基礎日額の百パーセントとし、三日間の足切りをやめること。

二、遺族補償の一時金を給付基礎日額の三千日分（最低五百万円）とし、年金対象者にはこの一時金と年金を支給すること。

三、年金の額を給付基礎年額の五十パーセントと遺族一人につき十パーセント加算とし、最高百

パーセントまで支給すること。

四、障害補償を一級の場合、給付基礎日額の四千日分（最低六百万円）の一時金と三百六十日分の年金とし、以下の各級もこれに準じて支給額を引き上げること。

五、通勤途上の事故を業務上の災害として、一日も早く認めること。

六、じん肺の管理三以下を障害補償の対象とするとともに障害等級表と支給額の内容をすみやかに改善すること。

七、埋葬料を定額部分十万円と給付基礎日額の四十五日分（最低二十万円）以上とすること。

八、作業と少しでも因果関係がある腰痛症等すべての疾病を職業病として認めること。

第一二一一号 昭和四十五年三月十八日受理
労働者災害補償保険法改正に関する請願
請願者 岡山市駅元町二三ノ一二岡山県建設労働組合内 大塚実外一名

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第一二〇七号 昭和四十五年三月十八日受理
精薄者手帳交付に関する請願
請願者 岩手県水沢市大畑小路四一ノ五 永井庄蔵外二百三名

紹介議員 鈴木 力君
精薄者に「精薄者手帳」が交付されるより、精薄者福祉法を改正されたい。

理由
精薄者は、自己の意志表示ができず、独立して行動できないから、身体障害者に対する身体障害者手帳にあたる「精薄者手帳」を交付して、その生活を守る必要がある。

第一二二六号 昭和四十五年三月十九日受理
療術の開業制度復活に関する請願（二通）
請願者 千葉県木更津市中央一ノ五ノ三 五 引頭秀昌外一名

紹介議員 木島 義夫君

療術行為（あん摩マッサージ指圧師、きゆう師及び柔道整復師の行なう以外の医療類似行為）について、一定の規定を設け、新規開業を認められたい。

理由

一、療術業務（手技、電気、光線、温熱、刺激療法（五種目）は、あん摩、はり、きゆう及び柔道整復とは異なる民間療法として、昭和五年以来各地方庁令によつて、区別されて認許登録され、また戦後は昭和二十二年厚生省令として「医療類似行為をなすことを業とする者の取締りに関する件」として規制されてきた歴史的な事実がある。

二、療術業務は無害有効な民間療法として、多年国民の健康増進と公共の福祉に貢献してきたが、昭和二十二年末に、理由もなく占領政策の名のもとに一方的に禁止された。しかし近年こうした物理療法の需要はめざましく、すでに国民生活の中に深く根をおろして効果をあげている。

三、憲法第二十二條は、公共の福祉に反しない職業選択の自由を保障し、また昭和三十五年の、療術行為にかかる最高裁判所の判決では、有害のおそれのない療術行為の禁止、処罰を違法としている。一面これらを根拠として、近時無届業者が増加していることは、健全な医療行政の見地からも放置できない。

四、療術業の既得権業者は、昭和三十九年六月の法律改正によつて一生営業ができることになつたので、新規開業についても、厚生省の当該中央審議会が五年有余にわたつて審議が続けられているが、なかなか答申に至らない現状である。

五、療術行為に対する社会的需要の増大に伴い、その業務がいつそ適正に行なわれるために、療術業務をすみやかに制度化することが必要である。かつて、開業の規則、制度もあつた業務でもあるので、これらを基本として、すみやか

にその制度の復活が望ましい。

第一二二七号 昭和四十五年三月十九日受理
山村へき地の医療対策に関する請願
請願者 福岡県八女郡星野村一三、〇九七ノ一 橋爪喜三郎外二十七名

紹介議員 鬼丸 勝之君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

昭和四十五年四月七日印刷

昭和四十五年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局